

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

令和6年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和6年11月末現在)

いじめは「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に早期に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。

令和6年度の本校のいじめの認知件数は、軽微なものを含め上げています。

引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに対し組織的に対応しています。

お子さんのことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。生活指導部会を中心に組織的に対応していきます。